

総務文教委員会記録

- 1 日 時 令和5年9月29日（金曜日）
開 会 午前 9時58分
閉 会 午前11時27分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 9人
委員長 松井邦人
副委員長 金岡貴裕
委 員 飯山勝彦
// 東 篤
// 松尾 茂
// 金厚有豊
// 鋪田博紀
// 赤星ゆかり
// 柞山数男
- 4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【教育委員会】

事務局長	砂田 友和
理事（事務局次長（総務・社会教育担当））	古西 達也
事務局次長（学校教育担当）（教育センター所長併任）	竹脇 孝志
学校教育課長	福満 弘信
教育総務課主幹（調整担当）	仙石 正明
学校教育課主幹指導主事	只石 展英

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	田伏 由佳
議事調査課主任	杉林 睦美

7 会議の概要

委員長 ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。
本日は報道機関からテレビカメラ撮影の申出が多数
ありましたことから、あらかじめ許可しております
ので、御承知おきください。
ここで報道機関の皆さんにあらかじめお願い申し上げ
ます。
本日は多くの報道の方々がおいでですので、カメラ
等の取材スペースが大変込み合っております。委員
や当局説明員の席に過度に近づくなどの行き過ぎた
行為は、円滑な委員会運営の妨げになりますので、
節度を守った取材をされますようお願いいたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、松尾委員、
鋪田委員を指名いたします。
本日の協議事項は、「富山市立北部中学校の事案にか
かる調査組織」から提出を受けた調査報告書の要
旨及び今後の再発防止策についてであります。
これより当局の説明を求めます。

教育委員会事務局長 〔挨拶〕

学校教育課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、質問はありませんか。

鋪田委員 今朝、報告書を頂きましたので、読み込んで考えを
まとめる時間はありませんでしたが、結果的に学校の
取られた対応と市教育委員会の問題点がはっきり
と指摘されておりました。
これまでも本会議において、いじめに関する質問に
対し、現場をよく知る教育長からその対応や取組に
ついてしっかりと答弁があったように記憶しており
ますが、それが現場へしっかりと届いていなかった
のかと、非常に残念な思いをしております。
これまでの対策をさらに強化し、新たな取組も検討
されるということではありますが、一人一人の教員が、
この問題に関する案件を抱え込んでしまったことが、

組織としての対応の遅れにつながったのではないかという感じもします。

私自身も今、小・中学生を対象にスポーツの指導をしていて、そのような場面に出くわすことがあるので、教えることの喜びと同時に不安を非常に感じるのですが、相談できる相手がいれば早く手を打てたような気もいたします。

教職員も含めた個人の実際に抱える悩みを、組織の中にどのようにつないでいくのかが非常に大事だと思います。この点について、組織的な研修を行うなど、いろいろと委員会資料に書かれておりましたけれども、もう少し具体的に詰めていかなければならないことや、書き切れていないことがあれば、お答えいただけませんかでしょうか。

学校教育課長 研修の充実ということを挙げさせていただきました。相談しやすい雰囲気、風通しのよい職場や組織をつくるためには、校長や教頭といった管理職のリーダーシップと学校を変えていこうとする意識が何よりも大切だと考えております。

初めて校長や教頭になった方に対しては、初任校長研修会や初任教頭研修会で、いじめが法的なものとしてはどのように扱われているのかという基本的な知識を伝え、理解してもらうことが重要であると考えています。また、組織の中で困ったことがあったらいつでも相談できるということを、教職員に隅々まで伝えてもらうとともに、自ら率先して言うていただくことが重要だと思っております。

まずは、初任校長研修会や初任教頭研修会で、初めて校長や教頭になられる方々に対し、丁寧な対応を進めてまいりたいと考えております。

鋪田委員 亡くなった生徒が1学年時に他の生徒から受けた出来事が1つのきっかけになり、表面には出てこなかったけれども、どこかの段階でトリガーとなり引っ張り出されたということです。例えば、小学校から中学校へ上がる際や、学年が上がっていくごとに、その引継ぎといたしますか、課題について一もちろん

1人の先生で抱え込んでいたらどうにもできないのですけれども一やっぱり組織として引き継いでいく仕組みづくりは、すぐに具体的に盛り込んでいかなければならないと思うのです。

実は、私自身も小学校の卒業の頃にいじめに遭って、中学校の3年間は何とか過ごしたのですが、高等専門学校に入学してからそれが発症してしまったということがありました。学校や学年の境目でうまくつなげることが非常に重要だと思うのですが、その対策はどのようにお考えでしょうか。

学校教育課長 先ほど申しました、風通しのよい職場や何でも相談できる職場を実現できるような仕組みが重要だと考えております。例えば、生徒指導日誌というものをインターネット上で共有し、一部の先生だけではなく、気になったことをみんなでいつでも書き込めるような形にすることで、一人一人の小さな気づきを集約し、そしてそれをみんなで閲覧できるような体制を取れる仕組みづくりが重要かと思えます。やはり、何においても素早く全員で共有することができるような仕組みづくりについて、今後、各学校の知恵を絞り合いながら進めていきたいと思えます。

鋪田委員 ある先生にとっては何げない光景が、経験のあるほかの先生から見ると最初のシグナルであるということもありますので、今ほどおっしゃったように、1人で抱え込まずに組織的に対応できるようにしっかりと進めていっていただきたいと思えます。

赤星委員 今朝、資料に一通り目を通したのですけれども、私が特に驚きましたのが、調査報告書要旨の5ページ（4）法や「いじめ防止等のための基本的な方針」等に照らし中学校の対応について指摘できる問題点と、6ページ（5）市教育委員会の対応について指摘できる問題点です。（4）の問題点については、このページが全部埋まるほど、幾つものすべきことがされていなかったと。それから、市教育委員会としても電話での確認以外には何もしていなかった

ということが指摘されまして、返す返すも悔しいです。中学生の貴い命が失われてしまったこと、取り返しのつかないことが起きてしまったことに本当にショックを受けております。

先ほど冒頭の挨拶で、教育委員会事務局長は重く受け止めるとおっしゃいましたけれども、調査組織から指摘されたそれぞれの事項については全て事実であって、市教育委員会としても学校としても異論はないということによろしいのでしょうか。

教育委員会事務局長

この事案が発生しましてから、早急に事実関係の調査をすべきという判断をしました。私ども内輪での調査組織で立ち行かせるものではなく、公平性、中立性を原則とした方々に判断をいただくことが当然だろうと。これは、国のガイドラインでも、そのような観点から調査を行うようにと記載されております。

公平性、中立性が確保された第三者の組織の判断で行ってきた調査で示された結果ですから、繰り返しますけれども、大変重い結果でありますし、再発防止に向けて指摘されたことについては、本当に真摯に受け止めて取り組んでいくべきだと思います。ただ、今回の調査だけで、全ての再発防止になるものではないと思っております。

先ほど鋪田委員からも御指摘いただいたような点については、まだまだ対策を講じなければいけないですし、私どもだけでは知り得ないこともきっとあるでしょうから、外部の方々の御意見も十分にお聞きして、今後、このような不幸な出来事が起きないように、全力をもって万全を期してまいりたいと思っております。

赤星委員

同じく（４）の中学校の対応について指摘できる問題点について、重大事態があったときに、「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と規定している、いじめ

防止対策推進法第28条に違反していたということです。

それから、同法第30条では、重大事態が発生した旨を市教育委員会を通じて市長に報告しなければならないとありますが、それもしていなかったということで、これも法に違反していたということです。法令違反であったということはお認めになりますか。

学校教育課長 このように法で決まっていることに対して、対応が遅れたということについては、不適切であったと考えております。

赤星委員 対応が遅れたのではなくて、していなかったのではないのですか。

学校教育課長 率先して進んで対応を行っておらず、その場で素早く行動できなかったということは間違いありません。

赤星委員 何かはっきりしない変なお答えだと思うのですけれども、この子が自殺するに至ってしまってから、全て報告されたのではないのですか。

学校教育課長 亡くなってからの報告になってしまったということで、市教育委員会として大変反省しております。

赤星委員 (4) 中学校の対応と(5) 市教育委員会の対応のそれぞれの問題点について、どの項目がいじめ防止対策推進法第何条違反なのか、それと、富山市いじめ防止基本方針の何に違反しているのか、それぞれお答えいただければと思います。

学校教育課長 まず、本件が重大事態に該当する訴えに当たるものと考えるところ、そのように取り扱わなかったことについては、いじめ防止対策推進法第28条に当たります。
それから、重大事態が発生した旨を市教育委員会を通じて地方公共団体の長である市長に報告しなければならないにもかかわらず報告していなかったとい

うことは、いじめ防止対策推進法第30条に当たります。

あと、組織的に対応しなかったという項目ですが、富山市いじめ防止基本方針は法に準ずるものとして扱っておりますけれども、組織的に対応するということが書いてあるので、そこにも触れていると思っております。

その他、細かい部分については、今、御指摘がありましたように、市教育委員会のほうで法のどこに当たるのかをしっかりと確認し、学校にも指導し、そして市教育委員会自らも反省し進めていきたいと思っております。

赤星委員 中学校側でこのような状態になっていたのに、これだけのすべきことがなぜ行われなかったのか、どのようなことが原因だと分析しておられますか。

学校教育課長 (5)にございますように、市教育委員会として電話で一報を受けていた件で、それが解消されたのかどうか、こちらのほうから積極的に理解しようとする部分について、大変不備があったと重く受け止め、大変反省しております。

赤星委員 この事件が起きたときの報道の際、学校側としては、校長が、いじめではなくて人間関係のトラブルだったと発言をされたり、一方的かお互いさまかと思っ
ているというような発言をされたりして、それを聞いてみんなで驚いたのですけれども、学校の中でどうしてそのようなことになっていたのか、それは分析しておられますか。

学校教育課長 調査組織から報告書が上がってきて以来、どこで、どうして調査をしなかったのか、もしくは、情報共有されなかったのかということ、1つずつ丁寧に、調査報告書を見ながら確認してまいりました。
その中で、原因が大きく2つ考えられますが、1つに管理職である校長や教頭だけではなく、全ての教員が、まず、いじめの定義—具体的にいえば、受け

た側の気持ちが一番大事なのだという、いじめ防止対策推進法が一番大事なところについて、理解していなかったこと、そして2つに、先ほどから何度も申し上げているとおり、小さな気づきが1人の教員の中にとどまっていた、組織の全員で共有できていなかったこと、それから、そのような仕組みもしっかりと構築されていなかったことが問題だと感じております。

加えて、市教育委員会もそのことを学校任せにせず、どうなっているのかという確認の対応をすべきだったことについて、至らなかつたと反省しております。

赤星委員

35年前に、奥田中学校の女子生徒がいじめを受けて自殺したことを受けて、いろいろな教訓から、もう二度と独りにはさせないと、いろいろなことを見直してきたはずなのに、今回、貴い命が失われたことが本当に悔しいし、申し訳ないと思います。

この調査報告書を御遺族に渡されて、今、御遺族側の弁護士さんと共に分析をされている最中だと思いますけれども、御遺族側から意見書が出せると聞いております。

その意見書は、いつまでに出されて、その出された意見書に対してはどのような対応をされるのか教えてください。

学校教育課長

意見書につきましては、まず法の上では、いつまでに提出しなければならないという決まりはございません。

まずは膨大な量の報告書を読み込んでいただいているところだと思いますので、読んでいただいて、意見書の提出があれば受け取りたいと思っております。当然、御遺族にとってすぐに意見書を出すことは感情的にも難しいと思いますので、意見書の提出があれば我々はきちんとそれを受け取って、調査報告書と併せて市長に報告をする予定です。

意見書が提出され次第、速やかに市長へ報告に行きたいと考えております。

松尾委員 今、いろいろと報告をいただきまして、このようなことは二度と起こさないということを、改めて決意させていただいているところであります。
先ほど、教職員の研修をしっかりと徹底していくということをおっしゃられたのですが、いじめの側が100%悪いのだというところからスタートするべきだと私は考えるのですが、見解を伺いたいと思います。

学校教育課長 いじめの定義では、一定の人間関係がある生徒等の行為により苦しい思いを感じるということが、もういじめに当たると。自分はいじめたつもりはないとどれだけ主張しようとも、受け止めた側である被害側が苦痛を感じていることがいじめに該当するのだという認識を、子どもたちや先生方、我々市教育委員会の人間もきちんと理解することが重要だと思っております。

松尾委員 いじめの側が100%悪いのだというところからスタートしていくべきであり、それを教職員の皆様にも研修の中でしっかりと行っていただきたいと思っております。
それと今、お話を伺って、学校内にとどまらず、教職員が校外で相談できるような体制が非常に必要だと感じました。
自分もたくさんの校長とお話ししてきて、もちろん本当に立派な校長がほとんどでありますし、校内のことを信じていないわけではないのですけれども、教職員もなかなか言えないこともあるのではないかとということをすごく感じます。
教職員が相談できる学校外の体制というものを今後検討していただきたいと思ったのですけれども、見解を伺いたいと思います。

学校教育課長 校内だけにとどまらず、例えば警察や少年サポートセンターなど学校以外の様々な機関へ相談できるような体制を今後ぜひ増やしていけるように進めたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、本来ならば、まずは市教育委員会が学校に逐一連絡を取って、相談に乗る立場になるべきだと考えております。そこが至らなかったことは反省しております。

あわせて、市教育センターの教育相談係という担当もごさいます。学校以外の様々なところで、できることがないか、いま一度検討してまいりたいと思っております。

松尾委員

私は市教育センターでいいと思っているのですが、学校内のことでなかなか言いづらいことがあれば、市教育センターでいつでも気軽にしっかりと相談できるような体制づくりが非常に重要だと感じたものですから、お願いしたいと思えます。

あと、昨年から私も市教育委員会の皆さんといろいろとやり取りをしてきましたけれども、1人1台端末を活用して、児童・生徒が、学校内だけではなく校外でもしっかりと相談できる、ささいなことでも気軽に言える相談体制をつくってほしいということで、今、スタートしているのです。非常に気になるのは、その相談体制や、いつでも相談できることの啓発が学校に任されているということです。SOSの出し方を教育する中で、端末を使って、いつでも何でもささいなことを相談できることが、一人一人の児童・生徒に本当に伝わっているのかどうか、すごく気になりました。

というのも、何人かにお聞きしましたら、知らないという子もいたのでいろいろな事情があって、その子だけが知らなかったのかもしれないのですが、一児童・生徒が、学校外でもしっかりと気軽に相談できる体制というものを、本当に本気になって、啓発活動として教育の中で徹底していただきたいですし、一度、各学校にそのことを調査していただきたいと強く要望するのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長

今、松尾委員がおっしゃったように、1人1台端末を使った教育相談に関する情報が全ての子どもたちに行き渡っていない可能性があるとしたら、こ

ちらの周知不足だと認識しております。
この後、このような相談体制があることについて、
一人一人の児童・生徒に何度も繰り返し周知を進め
ていきたいと思えます。
また、児童・生徒、教員だけではなく、保護者への
周知も併せて進めることで、子どもたちが様々なと
ころからSOSを出せるということを理解していただ
けるように、市教育委員会としては、精いっぱい
取り組みたいと思っております。

松尾委員 改めて、ささいな相談がたくさん来ることを私は本
当に望んでいますし、また、市教育委員会や学校の
教職員の皆さんには、それにしっかりと応えられる
存在であっていただきたいということをお願いして質
問を終わります。

柞山委員 今、中身について相当触れていただいたところであ
りますが、重大事態ということで、久保議員が本会
議で再三質問したときから振り返ってみると、今さ
らですがやはり認識が甘かったと思っております。
私のほうからは形式的ですが、この調査報告書要旨
は、今日に至るまでに、聞き取り調査の対象の方々
や調査組織に相談してまとめられたのかお伺いしま
す。
何を言いたいのかといいますと、調査にここまで時
間がかかった中で、全体で100ページ以上ある調
査報告書を皆さんに説明するのはなかなか難しいと
思いますので、要旨をつくられたということですが
けれども、この要旨はどのようにまとめられたのか—
この内容を見て疑義はありませんが、改めて、ど
のような手順で要旨をまとめてこられたのか、具体
的に聞きたいと思えます。

学校教育課長 先日9月20日に調査報告書を受け取りまして、ま
ずは、市教育委員会事務局内で報告書の全てに複数
人で目を通し、要旨案を作成しました。要旨案は、
先ほど申しましたように、個人情報や人権への配慮
を踏まえた上で、元の報告書から抜き出すというか、

まとめる形で作成しました。その後、市教育委員会事務局内でこの要旨案についてしっかりと検討し、翌日9月21日に調査報告書と要旨案を御遺族の方とその代理人の方にお渡しして、要旨案の内容で公表させていただいてよろしいか確認し、了解をいただいたところです。

そのほか、調査に協力していただいた中学校の教職員、生徒、それから生徒の保護者等に対しては、調査内容に関する説明を昨日の夜まで行っておりました。

さらに、要旨はこちらがつくったものですので、調査報告書をつくった調査委員の方々の考えと市教育委員会の考えがずれていないかということを確認委員の3名の方々にも確認していただき、公表してもよいという確認を取っております。

そして、今日の公表に至ったという次第でございます。

柞山委員 今ほど述べられたとおり、随分時間をかけて関係者の意見をまとめてこられたと思うのですが、この要旨についてはその方々からいろいろな意見もあったかと思えます。具体的に言えることであれば、この要旨に関する関係者の方々の意見をお聞かせいただけないでしょうか。

学校教育課長 すみませんが、調査報告書の要旨の説明をした際のそれぞれの方々の反応については、ここでは伏せさせていただきますと思います。

柞山委員 配付されたのは要旨ですが、調査報告書そのものの中身を確認したいときは、情報公開請求などで閲覧できるのですか。また、その保存の仕方や取扱いについてお伺いします。

学校教育課長 調査報告書につきましては、富山市の情報公開制度で請求することは可能となっております。ただ、個人情報に配慮した上で公開する形になると思います。

- 柝山委員 もう1点確認です。要旨は個人情報や個人を特定できるようなもの等を除いているということですが、例えば市教育委員会が不利になるような話—不利なこともいっぱい書いてありますが—を抜いたということはありませんか。
- 学校教育課長 あくまでも、生徒、保護者等のプライバシーや個人情報に関わることだけが抜いてあります。学校や市教育委員会の問題点については、個人情報ではございませんので、情報公開できるものは全て公開できると考えております。
- 柝山委員 再発防止の取組の中で、不登校特例校の開設については調査・研究するという話が以前からありますが、その年の春から調査・研究をしていては、スピードが遅いのではないかと思います。やはり、そのような姿勢こそ、今の検証や内部の意識統制といったことにも表れると思うのです。同時並行で、しっかりと進捗を早めてほしいと思うのですが、どうでしょうか。
- 教育委員会事務局長 今、柝山委員がおっしゃったとおりといたしますか、不登校の問題については富山市のみにとどまらず、全国で大変重要な課題であり、早く取り組まなければならないということは、私が言うまでもないことだと思っております。
スピード感がないのではないかと受け止めていらっしゃることは、私どもが取り組んでいる作業がなかなか見えづらいところもあってのことかもしれません。一刻も早く待たなしの対応が必要であることは私どもも承知し、認識しているところでございますので、本日御指摘いただいたことも踏まえて、一刻も早く、そのような体制が構築できるように、万全を尽くしていきたく改めて受け止めてまいります次第でございます。
- 東委員 説明を受けて、総務文教委員からもいろいろな意見が出された中で、学校現場や市教育委員会でしっか

りと受け止め、この再発防止策を進めていただくことが重要であることは言うまでもありません。

私からのもう1つの視点として、児童・生徒の人格などは単に学校内だけで形成されていくのではなくて、家庭や地域社会などのいろいろな環境の中で形成されるものです。実際、学校に通う年齢になっても、学校だけにいるということではなくて、地域社会の中でも育っているということです。

私が子どもの頃は、地域で危険な遊びをしたり、自転車の二人乗りをしたりしていると、周りから注意してもらおうなど、地域社会にも育てられてきたということが結構あったように思います。

今回の報告の中で、学校現場や市教育委員会で取り組んでいかなければならないという思いはすごく出ているのですが、地域社会に対して、お互いに協力して欲しいという訴えかけが入っていてもいいと思います。地域社会との関連に関して、市教育委員会としてどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

学校教育課長 今、地域のかも借りながらという御指摘を受けましたが、今年度から富山市内の小学校全てがコミュニティ・スクールになったということも、いじめを防止することに役立つのではないかと考えております。学校運営協議会という地域の方々が参加する会議で、学校の現状を情報としてきちんと赤裸々にお伝えして、学校としてはこうします、市教育委員会としてはこうします、地域の方々にはまた見守りをお願いしたい、というように、みんなで考え、みんなで決め、みんなで進めていくという体制を、コミュニティ・スクールでは担っていくことができるのではないかと考えております。

このような機会に学校の実情をきちんと示して、地域のみんなで取組を進められるように、コミュニティ・スクールの研修会等の充実も図っていきたいと思っております。

東委員 コミュニティ・スクールが新たに始まっているとい

うことですが、中心市街地や中山間地等、地域によってもコミュニティ・スクールの中身に違いがあると思います。違いがあっても当然ですが、今おっしゃったようにしっかりと交流をしながら、中山間地で取り組んでいることでも、中心市街地で活用できることがあるのではないかなど、しっかりと連携もしていくことが大事だと思います。

それと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を増やしていくことも書いてありますが、やはり、学校内で問題を解決しようと思っても一教職員の数が足りないということで、長時間労働については私もよく本会議の一般質問で問題にしてみましたが一そもそも長時間労働の中で対応しようと思っても限界があります。不幸な事態が二度と起きることのないように、市教育委員会としては、教諭のみならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のサポート人材の増員要求をしていく必要があると思うのですが、そのあたりの決意をお伺いします。

学校教育課長 先生ばかりに任せきりにすることがないように、現場にはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そのほかいじめ専門のスクールカウンセラー等がありますが、市教育委員会としては、増員ができるように検討してまいります。それから、冒頭にも話をしましたように、学校にはそのような方々がいること、先生自身もその方々に悩みを直接相談することができることの周知も含めて、進めていきたいと思っております。

赤星委員 委員会資料の2ページ(1)いじめの対応に係る問題の再発防止策にいろいろと記述があります。その中でイの②に富山市いじめ防止基本方針の改定(令和5年8月)を受けて、各学校が作成しているいじめ防止基本方針を見直し、改めて内容を共有する、とありますけれども、本年8月に富山市いじめ防止基本方針の内容をどのように改定したのでしょうか。

- 学校教育課長 本年4月から、いじめの重大事態に関しては、発生した時点で国のほうに速やかに報告するという制度が始まりました。重大事態については、疑いの時点でもしっかりと報告することが法的にも定められ、文部科学省からの通知もありましたので、その内容を富山市いじめ防止基本方針に盛り込みました。また、富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定いたしました。これまでも、富山市いじめ問題対策連絡協議会というものはございましたが、条例に基づき位置づけられたものではありませんでした。実効性を担保するためにもきちんと条例に基づいた組織にしようということで、条例を制定しました。そのような内容の変更がありましたので、この8月に富山市いじめ防止基本方針にそれらを盛り込み、改定したところでございます。
- 赤星委員 改定前と改定後の富山市いじめ防止基本方針を資料として御提供いただけないでしょうか。
- 学校教育課長 広く知っていただくために、ホームページにも公開しておりますので、御提供することは可能でございます。
- 金岡委員 当該生徒が不登校につながった要因の1つとしていじめがあったのかもしれませんが、自殺につながった原因としては、SNSなどからも居場所がなくなったことにあるのではないかと思います。この調査報告書の要旨では、不登校時の学校の対応についてはあまり触れられていなかったと思うのですが、学校側はどのように対応していたのか、お聞かせください。
- 学校教育課長 学校のほうは不登校の生徒に対して、学習の面でも資料等を渡すなど、逐一情報提供するなどして対応していたと聞いております。
- 金岡委員 学校に来られないのであれば、校外適応指導教室を紹介することも考えられますが、そのようなことは

されていなかったのですか。

学校教育課長 ほかの学校と同様に、学校のほうから様々な方策を紹介していたとは聞いております。
ただ、今回このようなことになったので、そこは至らなかった部分がたくさんあったのではないかと、市教育委員会としても感じております。

金岡委員 対策として、校内適応指導教室を増やしていくことにも触れられていたのですけれども、人間関係のこじれがあった場合、校内適応指導教室だと、なかなか行きづらいということもあるのではないかと思うのです。今現在、市内には校外適応指導教室が2つありますけれども、これを、今後もう少し身近になるように増やしていくことは検討されるのでしょうか。

学校教育課長 現在、校外適応指導教室は2つ、校内適応指導教室は6つ存在しております。
おっしゃるとおり、学校の外がいい、学校の中がいいというように、一人一人の子どものいろいろな状況に合わせて一不登校特例校のようなところがいいという子どももいますのでいろいろな選択ができるように、市教育委員会としては検討していきたいと思っております。

金岡委員 子どもの居場所として、適応指導教室やフリースクールなどいろいろあると思うのですが、まず、心のよりどころという意味でも大事だと思います。
確かに、いじめや人間関係のこじれを身近で見ているのは先生であると思うのですが、なかなかその対応にまで手が回らないことがあると思います。
先ほど東委員も言われたのですけれども、何か起きてからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方に頼るのではなくて、もっと主体的に関わっていただくことも必要ではないかと思うのです。1校に1人配置することはなかなか難しく、多分、他都市でもなかなかないと思うのですが、今

後、このようなことが二度と起きては駄目だという強い意思を持って、もう少し思い切った増員が必要になってくるのではないかと思います。

あと先ほど、何か起きた場合にインターネットでほかの先生たちと情報共有するという話があったのですが、そのような場合のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの関わりについて、今後どうされるのかお聞きします。

学校教育課長 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校現場からは、その存在が大変ありがたいという意見を聞きますので、今ほどおっしゃった増員等については、今後検討してまいりたいと思っております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。これをもって、総務文教委員会を閉会いたします。

令和5年9月29日
総務文教委員会記録署名

委員長 松井邦人

署名委員 松尾 茂

署名委員 鋪田博紀